

ポツダム宣言 (昭和20年7月26日)

一 吾等合衆国大統領、中華民國政府主席及
「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾
等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国
ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与
フルコトニ意見一致セリ

二 合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸
海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ
依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後
的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事
力ハ日本国ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同
国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國
ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居
ルモノナリ

三 蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対ス
ル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗
ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メ

テ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ
集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」
ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ド
イツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ
必然的ニ荒廢ニ歸セシメタルカニ比シ測
リ知レザル程度ニ強大ナルモノナリ吾等
ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最
高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全
ナル壊滅ヲ意味スベク又同様必然的ニ日
本国本土ノ完全ナル破滅ヲ意味スベシ

四

無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ
淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者
ニ依リ日本国ガ引続キ統御セラルベキカ
又ハ理性ノ経路ヲ日本国ガ履ムベキカヲ
日本国ガ決定スベキ時期ハ到来セリ

五

吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベ
シ右二代ル条件存在セズ吾等ハ遅延ヲ認

ムルヲ得ズ

六 吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ

七 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ル迄ハ联合国ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ

八 「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限

セラルベシ

九 日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

十 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ

対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ
日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ

十一 日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日

本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ
得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右
目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ
區別ス）ヲ許可サルベシ日本国ハ将来世
界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ

十二 前記諸目的ガ達成セラレ且日本国国民
ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向
ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ
於テハ联合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ
撤収セラルベシ

十三 吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊
ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル
同政府ノ誠意ニ付适当且充分ナル保障ヲ
提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以
外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅
アルノミトス

（昭和20年8月14日、大日本帝国受諾）

2008年二月六日作成
辺境文庫にてPDF製本